

令和8年6月第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

- | | | |
|---------------------------|-----------|----------|
| 1. 招集年月日 | 令和8年6月10日 | 午前10時00分 |
| 2. 開会の時刻 | 令和8年6月10日 | 午前10時00分 |
| 3. 閉会の時刻 | 令和8年6月10日 | 午前10時54分 |
| 4. 会議の区別 | 令和8年6月総会 | |
| 5. 会議の場所 | 本庁舎 会議室 | |
| 6. 出席、欠席、遅参または早退した委員の番号氏名 | | |

議席番号	氏 名	出欠の別
1 番	山縣 将伸	出席
2 番	岡田 耕平	出席
3 番	妹尾 宗夫	出席
4 番	池田 実	出席
5 番	太田 明	出席
6 番	池田 和道	出席
7 番	沼本 通明	出席
8 番	樋口 昌子	出席
9 番	入澤 靖昭	出席
1 0 番	柴田 博行	出席
1 1 番	松本 正幸	出席
1 2 番	中山 克己	出席
1 3 番	武村 一夫	出席
1 4 番	吉岡 靖	出席
1 5 番	後藤 勤	出席
1 6 番	福島 康夫	欠席
1 7 番	池本 彰	出席
1 8 番	石原 誉男	出席
1 9 番	矢谷 光生	出席

7. 本会の書記 真庭市農業委員会事務局長 藤田 浩史
- 同 事務局次長 池田 政師

同	事務局専門官	今石	健司
同	事務局主事	岡村	侑磨

議 事 日 程

令和 8 年 6 月 1 0 日提出

令和 8 年 6 月総会

日程	議案番号	案 件	結 果
1		議事録署名委員の指名について	
2	議案第 2 0 号	農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
3	議案第 2 1 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
4	議案第 2 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について	原案可決
5	議案第 2 3 号	農地法中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について	原案可決
6	報告第 1 0 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約について	承認

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆様、おはようございます。ただいまより令和8年6月総会を開会いたします。

それでは会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、ご苦労さまです。

6月10日ということで、出席いただきまして、ありがとうございます。

6月に入って、梅雨に入っておりますけど、ちょっと鬱陶しい日が続いておりましたけど、今日はちょっと天気が回復してきたように思います。

5月、4月の終わりぐらいから、真庭地域にも田植えが始まっておりまして、今もそれで落合が続いているというふうに思います。もうかなり中盤に来ているのではないかとというふうに思います。今年は水のほうが、かなりあったので、何とか皆さん、早く進んでいるように思います。

6月2日に、毎年行われております全国農業委員会会長大会がありまして、事務局の池田さんと一緒に出席してきました。世界的にも非常に厳しい状況だろうというふうに思います。

農業関係にもいろいろと、資材が高騰したり、不足したりということもあります。今後どういう対応をしていくか、大変難しいと、予測がつかないというような状態だろうというふうに思います。

日本の農業政策のほう、いろいろと今考えて、再構築を考えておられるというふうに思います。

農業委員会のほうも、去年ですか、地域計画をつくりまして、これをしっかりと進めていくようにということで、進めております。なかなか地域にとっては大変だろうというふうに思いますけど、何とか農地のほうが、農家、それから地域の農村、これが守れるように、続いていけるような施策のほうを我々も考えていかなければならないですし、関係機関と連携して、進めていかなければならないというふうに思っております。

7月改選がちょっと延びたように思いますけど、何とか皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたしますします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名で、[REDACTED]、遅参委員はありません。よって、ただいまの出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、6月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それではこれより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、[REDACTED]、[REDACTED]を指名いたします。

日程2、議案第20号、農地法第3条の規定による、許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 それでは、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議につきまして、1ページをお開きください。

なお、事前にお配りしております案件の中で、番号3につきまして、譲渡人が亡くなられたことによりまして、審議不可となっております。よって本日は、17件の審議をお願いしたいと思います。

なお、農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

それでは、番号 1 でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に申請農地、田 1 筆 6 6 9 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。どうぞご審議のほう、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22 番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

22 番推進委員 議長。

議 長 22 番推進委員。

22 番推進委員 議案 1 番につきまして、譲受人と 6 月 8 日に電話にて、お話をいたしました。度々お宅のほうへお伺いしましたが、会うことができませんで、電話でいたしました。その後、現地確認をいたしました。

譲渡人は、県外で生活をしており、高齢でもあり、車に乗ることができないので、もう北房へは帰って農業することはできません。譲受人に近くの土地も譲っているの、話し合いの中で売買の話がまとまり、譲受人が取得することとなりました。

譲受人は家族 3 名で、兼業農家でもあり、取得した土地の利用計画も明確であり、引き続き農業にも精を出すと認められます。

以上のとおり、耕作状況、従事日数につきましても問題がないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 2 でございます。北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、畑 6 筆、3, 0 9 6 m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22 番推進委員 議長。

議 長 22 番推進委員。

22 番推進委員 22 番推進委員です。

議案の 2 番につきまして、6 月 7 日に、譲受人よりお話を聞き、現地を確認いたしました。

譲渡人は、農業をする後継者もないし、遠くの耕地まで高齢になるために作業しに行けないということで、譲受人から、田を買ってもよいかと尋ねられたので、いっそのこと、土地を習得してほしいとお願いをいたしました。

譲受人は以前にも、自分の畑に行くのに、笹や草が生い茂っているので、刈って、そこまでは自動車で行っておりましたが、もう今回も、近隣の人たちに、草を刈ってもよいかとの了承を受けるために話をしておりましたところ、この譲渡人が茶の木を植えているので、全部もらってほしいと言われ、譲り受けて、野菜などを作付する予定です。研究熱心なので、農地を放置されることはありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号4でございます。

落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田3筆1,690㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よりよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから、説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 13番委員。

13番委員 13番です。議案番号4番につきまして、去る6月1日に、現地確認、譲受人、申請人、立会いのもと、行いました。

権利移転する事由の詳細ですけれども、申請地は長年、譲渡人と同じ集落の農業者が耕作を行っておりますが、高齢になり、この先耕作が困難なことから、ほかの方を探していたところ、申請地に隣接する場所に譲受人が営んでいる会社があることから、売買の話がまとまり、このたび申請を行うものです。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は、妻、両親の4人家族で、申請地は水利の関係から、水稻の作付が困難なことから、以前から畑

として大豆の作付を行っており、今後も両親と一緒に、大豆の作付、また一部を家庭菜園として耕作していくということです。

農機具も、トラクター、管理機等を所有しており、何ら問題ないと思われま。審議方、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、番号 5 から番号 8 については、関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号 5 から 8 でございますが、同一の市外譲渡人が、いずれも落合の譲受人に、番号 5、申請農地、畑 1 筆 1 1 9 m²、2 ページ目になりますが、番号 6、申請農地、田 1 筆 1, 4 6 3 m²、番号 7、申請農地、田 1 筆 2, 1 3 1 m²、番号 8、申請農地、田 1 筆、5 7 5 m²を、それぞれ売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30 番推進委員 議長。

議 長 30 番推進委員。

30 番推進委員 それでは、審議番号 5 番から、続けて連絡をしておきたいと思います。

まず番号 5 でございますけれども、譲渡人の状況でございますけれども、譲渡人は、30 年前に遺産相続をして、土地を所有しておりましたが、現在、岡山市内に在住しており、一度も農業をしたことがなく、ただ遺産相続をしたということでございました。今までは、地元の人に耕作を依頼していましたが、ご本人が高齢、 でございますけれども、になりまして、売却をしたいということで、相手を探していたところ、代理人の知人の紹介で、譲受人との話がまとまり、申請したものでございます。

譲受人のほうですけれども、譲受人さんは現在、田んぼ約 8, 0 0 0 m²、畑、約 2, 0 0 0 m²を耕作しておられてですね、耕作について、何ら問題はないと思われま。審議方よろしくお願いします。

す。

続きまして、審議番号6番でございますけれども、6番も、譲渡人の状況は同じことでございます。譲受人ですけれども、現在田んぼを6万5,200㎡耕作しておりまして、それを買ったとしても、耕作について何ら問題ないと思われますので、審議方よろしく願いをいたします。

続きまして、審議7番でございますけれども、同じく譲渡人により、譲受人に、売買による申請でございますが、譲受人は現在、田を9,149㎡、畑を535㎡耕作しております。

今この売買によって、取得する土地が増えたとしても、十二分に耕作できるということでございますので、審議方よろしく願いをいたします。

続きまして、審議番号8番でございます。同じく譲渡人より、譲受人に、売買による所有権移転でございますが、譲受人は現在、田を9,495㎡、畑を465㎡耕作しております。売買によって取得した土地を、同様に十分に耕作できると思われますので、併せて審議方、よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号9でございます。

市外の譲渡人が久世の譲受人に申請農地、畑2筆1,688㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査の結果について、31番推進委員さんから、説明をお願いします。

31番推進委員 議長。

議 長 31番推進委員。

31番推進委員 推進委員31番です。

番号9について報告いたします。

6月1日に譲受人の立会いのもとに、現地確認を行いました。なお、

譲渡人につきましては、県外在住のため、電話でお聞きしました。

譲受人と譲渡人との関係は、同じ地域に住んでいた隣人です。譲渡人は、農地を親から相続しましたが、相続人である姉妹共に県外で生活しており、不動産の処分を探しておりました。

本農地は、数年遊休地になって荒れているため、なかなか引き取り手が見つからず、やむなく、隣人であった譲受人が引き受けることとなりました。

続きまして、譲受人の耕作状況等ですが、世帯員数は4名、世帯数は4名ですが、譲受人が主に専従で耕作を行っております。

譲受人は、水稻1反、1,489㎡、それから畑が2,508㎡を耕作しており、所有農機具は、トラクター、ユンボ、田植機、管理機等を所有しており、農地取得後も、農業を続けていくものと思われます。

その他指摘事項も特にないと思われますので、ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号10について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号10でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に申請農地、田3筆1,499㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った34番推進委員さんから、説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議 長 34番推進委員。

34番推進委員 34番推進委員です。番号10について報告いたします。

5月29日に、市内に住まわれている譲渡人と、今回帰れないということで、電話で確認しました。

5月30日に、譲受人と現地確認を実施しました。

権利移転する理由の詳細ですが、譲受人と譲渡人との関係は、株内に

なります。譲渡人は現在、市外に住まわれており、今後も地元に戻るつもりはなく、墓じまいも計画されておられます。今回の申請地は、譲受人の山が隣接したところにあり、譲受人に相談し、まとまったものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人の家族は、受け人の奥様、息子さんがおられますが、息子さんは海外から国内で出張が多いと言われてます。

農機具は、トラクター、コンバイン、草刈りを持っておられますが、譲受人も高齢になり、今年は田植えをしていないということで、申請地をどのようにするかは、今後考えていきたいと言われています。

不耕作目的の所得ではありません。

その他、指摘事項はありません。審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 1 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 1 1 でございます。

市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、畑 1 筆 7 7 1 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1 4 番委員さんから、説明をお願いいたします。

1 4 番委員 議長。

議 長 1 4 番委員。

1 4 番委員 1 4 番です。審議番号 1 1 につきまして、報告します。譲渡人は県南部に居住し、不在となった実家と家屋に隣接する畑を不動産会社に預けていたものです。

今回譲受人がそれを購入により、家屋を含め、畑を取得することとなったものです。

5 月 3 1 日に現地を確認し、譲受人宅を訪問し、両親に話を伺いました。

現地の状況は、草刈り等の管理はされているが、狭小の不耕作の段々畑です。

譲受人は、両親と兄家族と同居しており、果実は自家消費用ですが、ブドウや季節野菜の栽培は行っております。農作業に必要な農業機械は、家族が所有しておりますので、利用は可能なことと思います。

譲受人は事業を行っており、農業経験はあまりないと思いますが、両親の協力もありますので、申請地の維持管理、小面積になると思いますが、田園、畑としての利用は行えると思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 1 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 1 2 でございます。

市外の売渡人が、湯原の譲受人に申請農地、田 2 筆 3, 3 5 4 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4 番委員さんから、説明をお願いいたします。

4 番委員 議長。

議 長 4 番委員。

4 番委員 4 番です。議案番号 1 2 について、5 月 3 1 日に譲受人立会いのもと、現地調査と聞き取りを行いました。譲渡人とは、県外在住のため、電話で確認しました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は、近所付き合いの中で、譲渡人は仕事の関係で、長年にわたり県外に在住しており、対象農地は譲受人が利用権設定により借りて、葉物野菜を作っていました。譲渡人は高齢で、田舎に帰る意思もなく、両親が数年前、亡くなって以来、空き家となり、家屋、農地共に売買したいとの意向から、不動産会社に相談していました。このたび話がまとまり、家屋は別の方、農地は以前から耕作していた譲受人に権利移転するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、ホウレンソウ、小松菜、ニンジン进行处理、約2ヘクタール作付し、大手スーパーをメインに出荷、市内の直売所にも出荷しています。家族は両親と弟の4人家族で、時々アルバイトを雇い、職務に専念しております。トラクター、運搬車、動噴、草刈り機など、必要な機械は完備しており、申請農地の取得後も必要な農作業に十分従事すると認められます。その他、指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号13号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 3ページ目になります、番号13でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に申請農地、畑1筆137㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について38番、推進委員さんから説明をお願いします。

38番推進委員 議長。

議 長 38番推進委員。

38番推進委員 それでは、第3条のこの調査がありまして、それほど難しいことではなかったのですが、この譲渡人は、数十年前に移住されております。それから、その譲受人は、また結婚のために地域から出ておられます。それで、譲受人は、実家がどちらもなんですけども、実家が旧湯原町で、見明戸ですね、譲渡人は、数十年前に移住されております。それと併せて、それを、小さいときから一緒にされておりました譲受人が、今、実家のほうで、月に何日か来て実家の管理をされておまして、それと併せて、せっかくですから、菜園でもやりたいという要望がありまして、調査が出たわけであります。

別にこれで、いろいろ電話で聞いたのですが、別に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 14 について、事務局より、14 番から番号 17 については、関連する内容ですので、事務局より一括して、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号 14 から 17 でございますが、いずれも八束の譲受人です。

まず番号 14 でございますが、譲渡人は八束の方で、申請農地、畑 1 筆 1, 005㎡、番号 15 は、譲渡人は市外の方で、申請農地、畑 1 筆 2, 130㎡、番号 16 は、譲渡人は市外の方で、申請農地、畑 1 筆 1, 393㎡、番号 17 は、譲渡人は市外の方で、申請農地、畑 4 筆 6, 301㎡を、それぞれ売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9 番委員さんから、説明をお願いいたします。

9 番委員 議長。

議長 9 番委員。

9 番委員 9 番です。

現地調査のほうには 6 月 4 日、譲受人の父親が、今回の申請をされたということで、その方に案内していただきまして、行っております。譲渡人ですが、番号 14 の方には自宅に伺い、内容を確認しました。その他 3 件の譲渡人は、市外または県外在住なので、電話で確認しました。

所有権移転の事由の詳細ですが、譲受人は家族 5 人、親子 3 代で大規模な酪農を営んでおります。譲渡人との関係について、番号 14 の譲渡人は、隣の集落に住む知人同士。その他 3 件の方も昔、譲受人の近隣に住んでいた知人同士であります。

申請地は、いずれも譲受人が牧草を作っている畑のほど近い場所であり、申請地を含め、その周辺は耕作放棄地が広がっているエリアとなっております。

譲受人はそれらの農地を取得し、牧草地として規模拡大して、効率的に使えるように整備したいと考え、それぞれの譲渡人に話を持ちか

け、まとまったものです。一部、番号１７の下長田１２１６、１２１７―１、１２１７―２については、譲受人が住む集落の中の農道、生活道路を挟むような形で位置しております農地になります。こちらについては、譲渡人が県外在住で、現在かつて実家であった家を売却していることから、残っている農地を処分していきたいと考えており、今回の話を機にまとまったものです。

以上、譲受人は大規模な酪農を行っておりますが、経営も健全にされている方ですので、全件とも問題ないと思われますので、ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号１８について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号１８でございます。

川上の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、畑２筆２，６３８㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、１８番委員さんから、ご説明をお願いいたします。

１８番委員 議長。

議 長 １８番委員。

１８番委員 １８番です。この件につきまして、６月２日に現地を確認し、譲受人には電話にて、話を聞きました。

譲受人は、３０年ほど前に申請地の隣に別荘を建てており、譲渡人との間で、譲受人の申出により、今回の話がまとまったもので、畑として利用したいとのことです。

譲受人は、申請地は石が多いので、石を取り除き、様子を見て、畑作物にするか、クリを植えるか考えるとのことで、農地利用の要望を持っており、有効活用されるものと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからご説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして日程3、議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長。

議 長 事務局。

事務局 議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は2件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。本案件は追認案件となっております。申請人北房は、隣接する土地に、農業用倉庫を建設しておりましたが、用地が不足したため、申請農地、田1筆7.18㎡を、農業用倉庫の一部として利用するため、転用申請するものです。

申請人は申請を失念していたため、農地法の許可を得ずに整備を始めており、今後このようなことがないよう反省し、顛末書を提出しております。

農地区分は3種農地と判断されます。

転用に伴う費用は18万円となっております。資金の内訳ですが、自己資金18万円で、残高証明により、資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから、説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議長 7番委員。

7番委員 1号議案について、説明をさせていただきます。

今回の申請はですね、少し事務局の説明と違って、施工業者と市職員の間で、非常に狭い土地なので、申請しなくてもいいということの発言があって、施工したということです。

いろいろ聞いていると、申請人そのものは、そういうことも分かっている、施工業者に、ここは田であるからということ伝えておりましたので、一瞬、申請人も不思議な感じがしたということですが、そういうことによる事後申請となっております。

この件は、昨年末に申請人と同地区の若手農業者がおられまして、その人の家から近い場所にある、申請人の父親が管理している倉庫を拝借したいということがあり、そのことに同意をしておりました。今年になりまして、幾度か、いつになるかということで問合せがあったのですが、農協のほうも忙しいということがあって、6月以降でないと難しいということの答えをしていたようではありますが、5月になって、現在使っているところを返却しないといけない、出ないといけないということで、急いでほしいという申出がありましたので、急遽、倉庫にある、現在の倉庫にある、機材などを入れる倉庫の建設場所の選定に入りましたけれども、適地がなかったということで、申請した農地に建てることにしたということです。

そういう関係で、急いだということもあったことが、先ほどの話のこ

ととつながるのかなということは推察をします。

申請地の位置等ですけれども、中国自動車道の北房インターチェンジから西に約400m、中国道の下り線の側道に隣接をしております。

周辺の状況ですけれども、東が倉庫、別の倉庫、それから西が道路、南、水路、北が道路というふうになっております。

周辺農地への影響ですけれども、周辺に沿う農地はありませんので、影響はないというふうに思われます。その他、指摘事項はありません。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号2でございます。

申請人 勝山は、既存の墓地が線路を挟んだ山中にあるため、参拝の際に線路を横断するのが危険であり、また、高齢に伴い、参拝や管理が難しくなったため、申請農地、畑1筆19㎡を墓地移設地とするため、転用申請するものです。

農地区分は1種農地、3種農地のいずれの要件にも該当しないため、2種農地と判断されます。

転用に伴う費用は、土地造成56.8万円となっております。資金の内訳ですが、自己資金56.8万円で、残高証明により資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画と造成に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いします。

14番委員 議長。

議長 14番委員。

14番委員 14番です。番号2につきまして、報告します。

5月28日に現地確認及び申請者に会い、調査を行いました。

申請地は狭小の不耕作の畑です。転用しようとする理由ですが、現在の墓地は、申請地の南側のＪＲ姫新線を超えた植林の中にあり、管理が大変でもあり、また線路を横断するということから、危険でもありました。よって今回の移転申請となったものです。

申請地の位置は、ＪＲ月田駅と富原駅の大体中間ぐらいの線路沿いのところとなります。周囲の状況は、東西が不耕作の畑、南がＪＲの線路、北側農道です。

農地転用による周辺農地への影響は全くありません。その他、指摘事項もありません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

以上をもちまして、事務局及び地元委員からの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方、挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第２１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第２１号、農地法第４条の規定による許可申請書の件については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程４、議案第２２号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号１について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議長。

議 長 事務局。

事務局 議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は 3 件でございます。

7 ページをご覧ください。

番号 1 でございます。

申請人、譲受人、市内宗教法人は、既存の駐車場が手狭となってきたため、申請農地、田 1 筆 458㎡を、譲渡人 北房から譲り受け、利用者用駐車場、及び供花の栽培場として利用するため転用申請するものです。

農地区分ですが、1 種農地、3 種農地、いずれの要件にも該当しないため、2 種農地と判断されます。なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用ですが、土地造成 45.6 万円となっております。資金の内訳として、自己資金 45.6 万円で、残高証明により資金の確認ができております。

添付書類として被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、造成に関する書類一式が添付されております。

申請農地周辺に、影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23 番推進委員さんから、説明をお願いします。

23 番推進委員 23 番です。

議長 23 番推進委員。

23 番推進委員 6 月 5 日の金曜日に譲受人、譲渡人、双方立会いのもと、現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人のお寺までの道、私道が増設、拡張され、よくなり、駐車場が私有となり、土地を探していたところ、譲渡人との話がまとまったことから、申請を行うものです。申請地の位置等ですが、申請地は、譲受人のお寺より 300m ほど下になります、市道に囲まれた田んぼになります。周囲の状況ですけれども、東、市道、西、川、南、市道、北、市道と囲まれた田んぼになります。周辺農地への影響ですが、周りが市道に囲まれた

駐車場になることから、周辺農地への影響はないと思われます。また、地域の皆様の同意も得ているとのこと、その他、指摘事項はございません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 番号 2 でございます。

申請人、譲受人 落合は、現在アパートに住んでおりますが、将来のことを考え、申請農地、田 1 筆 5 8 7 m²を、譲渡人 落合から譲り受け、住宅用地にするため、転用申請するものです。

農地区分ですが、1 種農地、3 種農地、いずれの要件にも該当しないため、2 種農地と判断されます。

なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用ですが、土地造成 4 3 0 万円、建物施設 2 , 8 5 0 万円となっております。資金の内訳として、自己資金 8 0 万円、借入金 3 , 2 0 0 万円となっており、残高証明及び金融機関の融資証明によって、資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、建築に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2 4 番、推進委員さんから説明をお願いいたします。

2 4 番推進委員 議長。

議 長 2 4 番推進委員。

2 4 番推進委員 2 4 番です。番号 2 について説明をいたします。

確認の日は 6 月 3 日。譲渡人とは電話で聞き取りを行いました。譲受人は現地で話を聞きました。

譲渡人と譲受人は、実の親子で、譲受人は結婚と同時にアパートで生活していましたが、こどもができ、アパートが手狭になったため、実家である譲渡人の土地を宅地にして、家を建てるということで、譲渡

人とは電話で、間違いはないということで、確認をいたしました。

申請地の位置ですが、申請地は、北側にある落合久世線、白梅団地のすぐ下になります。

周囲の状況ですが、東、休耕田、西、水田、南、畑、北が道になっております。

周辺への農地の影響は、北側の道に水路を面しており、周りの田、畑には何ら影響はないと思われますので、その他、指摘事項はありません。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の8ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人、市外法人は、宅建業を営んでおり、分譲住宅地を探していたところ、このたび、譲渡人 久世との売買の話がまとまったことから、申請農地、田2筆1, 287㎡を、分譲宅地6区画、並びに進入路を敷設するため、転用申請するものです。

農地区分ですが、3種農地と判断されます。

なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。

転用に伴う費用ですが、土地購入1, 000万円、土地造成1, 000万円、資金の内訳として、自己資金2, 000万円となっており、残高証明により、資金の確認ができております。

添付書類として、被害防除計画書のほか、土地利用計画図等、造成に関する書類一式が添付されております。

申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 10番です。

議 長 10番委員。

10番委員 5月30日に、譲渡人のほうに聞きまして、用件を聞きました。本人

は母親と2人暮らしです。2年ほど前から体の調子が悪く、農業もできず、休耕していたところ、宅建業を営む当社から話があり、まとまったものであります。

申請地の位置なんですけど、XXXXXXXXXX駐車場の南側、国道から入って約30mの位置にあります。

周囲の状況ですが、東側が道路を挟んで宅地、西と南側が農地、北側が道路を挟んで宅地、これはゆめタウンイズミでございます。

それから、周辺農地への影響ですけど、周辺の所有者、宅地等に許可を得ており、問題はありません。その他、質疑事項もございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

それでは、これより質問に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質問はありませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第22号、農地法第5条の規定による、許可申請調整の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

それでは、議案第２３号、農用地利用集積等促進計画の公告につきまして、議案の９ページをお開きください。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である、岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地の貸手から、賃貸借権等の設定を受けて、中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して、転貸による貸借権設定を同時に行うもので、田３１筆、畑３０筆が貸借権設定されるものでございます。

案といたしまして、令和８年７月１０日付で、公告の予定でございます。

内容については、全件とも問題ないものと考えます。

お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。

議長

それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第２３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長

異議なしと認めます。

よって議案第２３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程６、報告第１０号、農地法第１８条第６項の規定による、農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 報告第10号についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

報告第10号、農地法第18条第6項の規定による、農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。

添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

なお、件数は2件ですが、担い手育成財団が間に入っているため、同じ田1筆に対する手続となります。

以上で、報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いします。

議長 それでは、お目通し、お願いします。

それでは、報告第10号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本協議会に付議された案件は、全て終了いたしました。

（午前10時54分 閉会）